

亀岡市障害施策推進協議会 議事録要旨

日時 : 令和元年7月30日(火) 午前9時30分～12時10分

場所 : 亀岡市役所 202、203 会議室

出席者 : 委員 (敬称略) :

高木 信義、酒井 忠繁、武藤 章子、永田 一夫、中村 克子、松井 やす子、
寺田 直人、峰島 厚、中村 雄一、光井 貢、材木 正昇、石野 茂、神先 宏彰
13人

※欠席者 : なし

亀岡市 (健康福祉部) :

健康福祉部長 河原 正浩

障害福祉課長 俣野 敏和

障害福祉課副課長兼障害者医療係長事務取扱 木村 邦彦

障害福祉課副課長兼障害者給付係長事務取扱 吉田 千春

障害福祉課地域生活支援係長 石津 幸子

障害福祉課障害総務係長 鎌江 裕

障害福祉課障害総務係 主任 中澤 大樹

7人

(株)地域社会研究所 (委託業者) :

2人

傍聴者 : なし

計 22人

資料 : ● 亀岡市障害者施策推進協議会次第

● 資料1 第4期亀岡市障がい者基本計画及び第6期亀岡市障がい福祉計画策定について

● 資料2 第3期亀岡市障害者基本計画の分析・評価に係る報告書(案)

● 資料3 Wordデータ版 第5期 亀岡市障害福祉計画

● 参考資料 第3期亀岡市障害者基本計画推進・評価シート

● 参考資料 障害者手帳等交付状況

● 参考資料 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号等の規定による随意契約できるものに準ずるものの既認定に関する変更届の提出について
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号等の規定による認定に係る変更届の受理について

● 参考資料 障がい者差別解消に向け、障害の「害」の字をひらがな表記した取り組みを始めます。

● 亀岡市障害者施策推進協議会委員名簿

1. 開会

●事務局

定刻になりましたので、ただいまから亀岡市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。

私、本日の進行を担当いたします障害福祉課長の俣野でございます。よろしくお願いいたします。

皆様におかれましては、大変お暑い中、またお忙しい中御出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、現行計画である第3期亀岡市障害者基本計画及び第5期亀岡市障害者福祉計画の進捗状況と今後策定を進めてまいります第4期となる亀岡市障がい者基本計画等について、御協議を賜りたいと考えております。

なお、本日出席いただいております委員につきましては、13名中ただいま12名の出席（※後に委員1名入室）ですので、施策推進協議会条例第5条2項の規定により、本会が成立していることを、御報告申し上げます。

（事務局、会議資料確認）

2. 委嘱状等の交付

●事務局

さて、昨年就任いただきました委員に改選がありまして、社会福祉協議会の岸田委員につきましては3月末で退職され、その後任として事務局長の永田一夫様に新たに委員として就任いただくこととなりました。

ただいまから、就任いただきます永田様への辞令交付を行います。

石野副市長から交付させていただきます。副市長、よろしくお願いいたします。

（石野副市長、永田委員の辞令を交付）

●事務局

また、前亀岡市教育長の田中様が平成31年4月1日付けで退任されましたことに伴い、新たに教育長に就任されました神先宏彰様を後任委員として、既に任命辞令を交付させていただいておりますので御報告申し上げます。

新たに御就任いただきましたお二人の委員の任期につきましては、令和2年7月31日まででございますので、よろしくお願いいたします。

(各委員、自己紹介)

3. 挨拶

●事務局

続きまして、中村会長から開会の挨拶をいただきます。会長、よろしくお願いいたします。

●会長

おはようございます。

各委員様におかれましては、御多忙の中、今年度第1回目の亀岡市障害者施策推進協議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

事務局からの事前配布資料、また、冒頭の説明にもありましたとおり、現行の「第3期亀岡市障害者基本計画」及び「第5期亀岡市障害福祉計画」が令和2年度をもって計画期間が満了となることから今年度と来年度の2箇年で新たな障害者基本計画と障害福祉計画を策定することとなっております。

本日は、今年度実施予定の両計画策定に向けての基礎調査等の議題を中心に、委員の皆様にご審議いただきたく存じます。

皆様からの貴重な御意見、御提言が計画に反映され、引いてはだれもが共に生きることのできる社会の実現に繋がるものと考えておりますので、活発な御協議をよろしくお願いいたします。

●事務局

中村会長、ありがとうございました。

(事務局、自己紹介)

さて、次期計画を策定するにあたっての基礎資料となるアンケートによる基礎調査、分析等の業務委託の業者選定につきまして、去る7月3日のプロポーザル方式による審査の結果、株式会社地域社会研究所様に決定いたしました。

つきましては、本日出席いただいておりますので、自己紹介いただくことにいたします。

(委託業者、自己紹介)

●事務局

後程、本日の議事であります次期計画策定に係る基礎調査等について、株式会社地域社会研究所様より説明いただくこととしております。

4. 議事

(1) 第4期亀岡市障がい者基本計画及び第6期亀岡市障がい福祉計画の策定について

●事務局

続きまして、次第に従いまして「議事」に入りたいと存じます。

本会の議事につきましては、条例の規定により、会長が議長を務めることとなっております。

それでは会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

●会長

それでは、規程に従いまして議事を進行させていただきます。

進行につきましては、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

まず、議事(1)の第4期亀岡市障がい者基本計画及び第6期亀岡市障がい福祉計画の策定について、事務局から説明願います。

●事務局説明

●会長

只今の説明事項について、御意見・御質問等がございますか。

●委員

最初に、障がい福祉計画を取り巻く計画との関係です。亀岡市の地域福祉計画との関係はどのようになっているのでしょうか。また、亀岡市の総合計画との関係はどうなっているのかを伺います。これが一点目です。

それから、まだ確定ではありませんが、今後のことを考えると、就職氷河期対策ということがかなり出てくるのではないかと思います。成人のひきこもりの人についても、今わかる範囲でどうしていくのかということをお伺いしたいです。

それから、ギャンブルの問題も含め、依存症の対策が障がい者の地域生活支援事業に入っているのです。それも含めて、実態調査と計画を練るうえでどのように位置づけるか、ということで、今の動向が分かればお聞かせ願います。

おそらく、手帳を持っているか持っていないかの境界層の人が対象になってくるかと思えます。

●会長

今御質問いただきましたのは、まず、本計画と亀岡市における地域福祉計画との関係、それから総合計画との関係が一点目ですね。

それから、今後の計画を策定していくうえで、就職氷河期世代のひきこもり対策の課題をどう考えていくのかということです。

それから、依存症対策ということで、障害者手帳等を持っていない人を含めての把握の方法をどうするのか、ということです。障害者手帳等を持っていない人には難病の人などもおられると思います。

こういったことについて、現在このように考えているということがあれば、事務局から説明願えますか。

●委員

要するに、18歳以上の調査対象を手帳所持者に限ってしまうと、対策が漏れる可能性があるということです。

●事務局

一点目の、亀岡市の総合計画の現在の動きについては、今年度から策定を進めており、2か年で作る予定となっています。当障がい者基本計画、障がい福祉計画も同時に進行しますので、同じ形で調整をしながら、本会議にもまた何かあれば資料を提示できればと考えています。

●委員

亀岡市の地域福祉計画との関係はどうですか。

●事務局

地域福祉計画におきましても、策定は同じ動きです。

●事務局

地域福祉計画については、資料3「Wordデータ版 第5期 亀岡市障害福祉計画」の3ページを参照してください。亀岡市の総合計画の枠組みの中にある計画として、平成28年度から32年度を計画期間として策定されています。これから策定する亀岡市の障がい者基本計画とも整合性を図られているものです。

●会長

地域福祉計画のほうが障害者基本計画より後からできたんですね。だから、障害者基本計画の内容も盛り込んで、地域福祉計画が策定されている状況になっていると思いま

す。

●事務局

二点目について、就職氷河期において、ひきこもりの人がたいへん多く出たということは、国での課題になっています。これについては、現在のところは、国や府からは障がい者施策としての指示は出ていない状況です。今後、動向を注視しながら進めていきたいと考えております。

また、三点目の依存症についても同様です。これについても国等から障がい者施策としての方針は定まって出てきておりませんが、こちらの動きも注視しながら進めていきたいと考えております。

●委員

発達障がいの診断を受けているかどうかという人も含めて、おそらく今後の6年間を考えると、大きな課題になると思います。大人のひきこもり、あるいは、就職氷河期に安定した就職をしていない人たち、それから、依存症になっている人たちなど、障害者手帳等を持っていないが障がいのある人が、今かなり増えてきているということです。それと、発達障がいの診断を受けているかどうかもしっかり分からない人たちの課題が、おそらく今後の6年間で相当大きな課題になるのではないのでしょうか。

●会長

事務局は今の御意見を検討いただくようよろしくお願いいたします。

とくに分かりにくいのは、発達障がい等を抱える大人への支援ですね。

●委員

18歳までの児童は学校を通じて診断を受けられますが、社会生活を送っている人は通常は精神科のほうに行くか、あるいはどこにも行かないかということになります。委員の御指摘はよくわかりますが、把握する方法が無いのです。無いものをどうやって把握するかを行政に言われても、正直、行政も困るのではないかと思います。

そういったことを念頭に置いておかねばなりません。もしも把握を試みたとしたら、そういう人を支援しているグループへの調査をしてはどうかと思います。本人に直接たずねるのは難しいのではないのでしょうか。対象が偏ってしまう心配もあります。亀岡市にそういったグループがあったかどうか、私自身きちんと把握できていないのですが。

●委員

御指摘はわかります。そういう人たちの状況をどうやって把握するのかということを考えていきたいと思います。大人のひきこもりについては、訪問している団体、あるい

は行政で訪問などはしているのでしょうか。

●委員

民生委員では、以前にひきこもりの人が何人おられるのかという調査をしました。亀岡市では55人という数字が出ていますが、我々で知り得る限りの調査なので、実際はもっといらっしゃるのではないかと考えています。しかし、そこに踏み込んでいくというのはとても難しいことです。

今年度も京都府から委託を受けそういった方々を対象としたヒアリングを実施しています。やはり、ひきこもりの人の中には、発達障がいの人や、統合失調症を抱える人もいらっしゃると思います。そういった人達をどう把握していくかということは、民生委員の中でも難しい課題となっています。

●委員

そこを課題としてよいと思います。手帳所持者だけを対象にしない調査を考えていく必要があります。

●会長

ひきこもり対策としては、社会福祉協議会や京都府などと連携した取り組みも1、2年くらい前から始まっていますよね。

●委員

社会福祉協議会では、ひきこもり家族対策ということで、定期的にひきこもりの人の家族や当事者と話をするといった取り組みをしています。振興局管内になりますが、家族も含めた形で、亀岡市だけではなく、南丹管内の市町と連携しながら進めています。

ただし、そこでひきこもり家庭の調査をやりますと言っても、対象者がどれくらいいらっしゃるかは分からないので、広報をかけて参加いただくという形にならざるを得ないと思います。

●会長

ひきこもり対策と言いますと、当事者の方がどれだけいるのかといったことを、実際のところ掴んでいないのですね。それを障がいの計画のなかで反映させると言うと、ひきこもりの本人もそうなのですが、家族が障がい者だと見られるのを拒否する、といったことがまだまだあります。そういったことを十分考えていかないと、難しいことも出てくるのではないかと考えています。

精神科や保健所のような相談窓口もありますし、そういった方々の実態を掴む方法は現在あるのでしょうか。

●委員

京都府としては、今のお話にあったように現状を把握しにくいので、基本的に、相談できる窓口や、相談があったときに動ける体制を整え、青少年課を主体として、相談窓口と併せて、訪問もやっていただけるような民間団体に業務委託をしている状況です。

委託した団体とのネットワークを構築するという点においては、この問題について審議する機関をつくったり、各地域・圏域ごとにチームを組織し、実際に相談があったときにはどう対応していくか、どう関わっていくか、といった事を話し合っているのが現状です。

こちらから積極的に対象の家庭に入っていくという訳ではなく、相談に来ていただいたところから支援をスタートしているというのが実状です。

●委員

ぜひ、アンケートでは掘り難い前述のような対象者をどうやって掘むのかという点について、工夫を凝らしてほしいです。もちろん、アンケートでも把握可能な範囲、方法で対象者を抽出できればよいかと思います。

あと、統計的な話になりますが、前回調査のときもそうでしたが、障がいを持っている就学前の人では、設問によっては一桁の人数で結果が出てくることもあり得ますよね。統計的に結果を出すと個人が特定されてしまう、というかなり重要な問題になるので、前回調査では結果を出さなかった項目があったかと思います。

そういったことを含めて、就学前の障がい児の色々な実態は、ヒアリングで相当補うことを意識しないと、統計的には出てこないだろうと思います。就学前に手帳を取得する人は少ないですから、そこは少し配慮をよろしくお願いします。

●委員

亀岡市では就学前の対象児の把握はできるのですか。特別児童扶養手当のデータで拾うのですか。

●事務局

拾えます。あと、児童発達支援の支給決定者は把握できます。

●委員

確かにそういったデータがありましたね。全数把握するかどうかですが、個人を特定できないように調査するなら、先ほど言われたようにヒアリング調査になってしまう。

数は多くないが、重度の方がかなりおられるでしょう。あるいは亀岡市では比較的少ないかもしれません。

●委員

統計処理に出てこないのですね。

●委員

支援の度合いで考えるのか、人数で考えるのかですね。どうしても数だけで考えると漏れてしまう実態があります。そういった配慮が調査でできるのかですね。調査会社は数で行けと言うでしょうが、こういったことが漏れてしまうと嫌だなということです。

●委員

おそらく、量的な調査はせざるを得ないし、していく必要があるのですが、それでは把握できない、少人数でかつ課題があるのではないかと、人たちは、ヒアリングでかなり意図的に補って、その結果も含めて、調査結果を出すようにしてほしいです。

●委員

たとえば、視覚障がいのある子どもさんは、調査に引っかかってこないかもしれません。我々の医院にも来られないし、引っかける仕組みがない。数的には数年に一人という量なので、そういった範囲を、このアンケートの枠外で見られるかどうかです。

アンケートだけですべてが決まってしまうと、以前から言っていますが、アンケート調査そのものが全国とほとんど同じ金太郎飴になってしまいます。それについてはいつも批判していますし、以前にも委託業者をお願いしたこともあります。委託業者が亀岡市の特性ということを考えてくれているのかが気になります。

●委員

そこは考えてもらうように私からも要望します。

●事務局

前回調査では、個々にヒアリングに行くのではなく、たとえば丹波支援学校や、支援学級に調整をさせていただいて、ヒアリングしているケースがありますので、そういった形で、委員の皆様が言われている内容について、図っていければと思っております。

●会長

そういった工夫が要りますね。

視覚や聴覚のお子さんでしたら、就学前からでも、聾学校や支援学級で対応しているケースもあると思いますので、考えていただくようお願いします。

他の委員の皆様の御意見はどうですか。

●委員

アンケート調査の対象ですが、身体障害者手帳所持者のことで、65歳以上400人というのは65歳以上の何パーセントになるのでしょうか。それと、前回調査の回収率が出ていますが、これは全体をまとめた回収率で、各カテゴリーでの回収率の結果などはあるのでしょうか。

●委員

前回計画のときにも議論しましたが、65歳以上の人の数を、全体的な集計で何パーセントと出してしまうとまずいです。18歳から64歳の人の意見があまり反映されないことになります。400人でよいのか、ということを含めてです。そこのところは年齢別の回収率を含めて計上する必要があります。おそらく、アンケートに答えたいという人は65歳以上が多くなります。前回調査でもそうでした。

あと、就学前の障がい児をかかえている保護者は手が離せなくて回答できない、といったこともありますので、そこも含めて考えてほしいです。

●会長

先ほどの事務局説明での数字や方針というのは、こういった対象を想定しているのですか。亀岡市以外でも同様の調査をしているのですか。

●事務局

はい。御指摘のとおり、高齢の対象者の方は回収率が良いです。また、子どもさんのおられる保護者の方の回収率が悪い、といったこともありますので、その点は調整させていただきます。

前回調査では全体でパーセンテージを出してしまっているので個別の回収率がわかりにくい、というのは私共も思っていた部分です。次回の調査等に生かす為にも、それぞれの障害種別や、年齢別の回収率を、今回は出していくようにしたいと思います。今ある資料としては前回の分を使わざるを得ないということはありません。

●委員

今後の6年間を考えると、設問を検討してほしいものがあります。

ひとつは、障がいのある人たちの家族の介助者についてです。従来から、介助者は誰か、ということは聞いていますが、今後は、どんな状況に置かれているのか、ということが、本人の状況との関係で、かなり重要な課題になるでしょう。場合によっては、本人の設問なのだけれども、本人が50歳を過ぎている場合、8050問題というのですが、50歳を過ぎた障がい者の家族については、主たる介助者にこれだけは回答してください、という設問設定を考えてもよいのではないかと考えています。要するに、高齢の障

がい者の実態です。対象者が40歳に到達したくらいから介助者の高齢化の問題が出てきています。本人が50歳になると親は80歳前後の年齢になりますので、この問題は今後6年間で相当大きな課題になるのではないかと思います。介助者の問題、あるいは家族も含めて今後の暮らしをどうしていくか、ということを考えられるような設問がよいです。

それから、65歳以上というのが一般的に高齢者の括り^{<<}となっていますが、障がい者の老化はかなり早いのではないかと、言われています。「老化がどのくらい表れているのか」というのを見る方法を検討していただき、実態を把握していただければと思います。65歳以上という括りがあるにせよ、実際にはそれ以前に老化の兆候が出てきているのではないのでしょうか。その点について、どういった調査方法が可能なのかを含めて、検討をお願いします。おそらくこの問題に関しては国の調査では出てこないだろうと思いますし、今後、基礎調査をしていくうえでかなり重要な問題になるのではないかと思います。

それから、前回調査との関係で言うと、「医療的ケアを必要とする」、という表現は、我々の協議会のメンバーでは、医療を常時必要とするという意味ですが、65歳以上の人が答えると、薬を飲んでいても医療的ケアになってしまうのですね。だから、そのところは少し厳密にわかるように設問を書いてください。おそらくこれについては、国の設問でも想定していないとは思いますが。

それと、今後を考える上で必要だと思うのは、障がい者の働く場所の問題です。景気の影響もあって、亀岡市内に障がい者の働き先の受け皿が無く、京都市内の企業や事業所等に流れていくというのが、おそらく今後相当出てくると思います。これは、就労移行などで特に見かける傾向です。働いているかどうか、ということはもちろん重要ですが、亀岡市にとっては、どこで働いているのか、働く場所はどこを希望しているのか、といったことがかなり重要になってくるのではないのでしょうか。障がいのある人が、学校で勉強し、就労のために色々頑張ったとしても、一般企業で働きたい人達が京都市に行ってしまう、そうでない人たちが亀岡市に残っている、という状況を見た時に、これでよいのだろうかと考えざるを得ません。このような状態は、京都市で何か経済的な問題が起これば、亀岡市に大きな影響が出ることになるので、あまり健全ではないと思います。その点について実態を掴むようなアンケートをぜひ考えてほしいです。

●委員

今御指摘の点については、南丹圏域に障がい者就業・生活支援センターという相談機関があるのですが、昨年度は障がい者で一般企業に就職した人が45名程度いらっしゃいました。亀岡市内、南丹圏域内で採用いただいた事業者が30数社あったと思います。よって、先生がおっしゃられたように京都市内にかなり流れていると言うよりも、一部

が流れているという解釈の方がよいように思います。

●委員

そのあたりは実態と言っても、就労移行の人が増えてこないと分からないかと思えます。学校の卒業生がどこでどう過ごしているのかといったことを、今後少し調べていく必要があるのではないかと私自身は感じています。京都市で何かがあるとすぐに亀岡市に影響が出てしまいます。ただし、実際の支援の場が京都市内に移っているということなので、それで亀岡市から離れてしまうのかもしれませんが。そういった実態が、私の感覚とは少し違うように感じられます。

●委員

昨年度の実績から統計を出しました。感覚的には、昨年のデータで言えば、そんなに大多数は京都に流れてはいなくて、地元できちんと就労されているというのが現状です。

ただし、これからは分かりません。亀岡市および南丹圏域内の企業も50名以下の企業が多いので、企業として受け入れるキャパがどうしても狭くなってきます。企業側の受け皿が目一杯になると、将来的に余力のある京都市内に流れていく可能性は否定できません。

●委員

そういった実態を含めて、ということです。本来なら、地元で働いて通勤できるところ、と限定するのが妥当なのかという議論も出てくるので、そこも含めてです。今までの審議会でもけっこう出てきていますが、京都市内でなければ一般就労がし難いという問題をどう考えるかということです。今言われたような実態はどうなのでしょう。福祉サービスの業務では、就労移行が亀岡市内を通過し、京都市内の就労移行に行ってしまう、A型事業所に行ってしまう、といった話がかかり出てきますよ。

●会長

今御意見いただきました就労関係の部分にも、色々な考え方があると思います。地元で就職口の数が少ないというのは、障がいのある人もない人も同じですね。障がいのない若者たちも亀岡市に全員が就職できるわけではなくて、京都市内や大阪府などに就職を求めて行かざるを得ないという現状はあると思います。それは、より過疎地域になるほどそういったことが起こるとは思います。

今、出ていた御意見は、就労支援をする事業所自身として、京都市の就労支援事業所を利用する人たちが、支援学校を卒業後に増えている、という御意見かと思えます。就労を支援する事業所として京都市内の事業所の利用が増えていくと、やはり京都市内の就職口が増えていく、という可能性は当然出てくると思います。亀岡市内では、障がい

者の就職について、就労支援センターで実績を上げていただいているとのことですが、そういう実態を確認できるような、調査の工夫をしていただきたいと思います。御検討をよろしくお願いいたします。

他の皆様は御意見いかがでしょうか。

●委員

アンケートの内容まで踏み込んだ御意見だったので、付け加えます。

児童を対象とした調査で、「きょうだい」の困りごとというのはなかなか表に出てこないで、調査されるのでしたら、きょうだい支援まで含められないでしょうか。私の医療の仕事をしていると、どうしてもきょうだいが色々と困っていたり、きょうだい関係がおかしくなったりといったことがあります。障がいのある本人のことばかりのアンケート調査になっていますが、もしも拾えるのであれば、子どものきょうだい関係まで拾えるような方法を考えていただければありがたいと思います。

●会長

今の御意見も日頃から言われていてなかなかできていない部分だと思いますので、検討をお願いします。

●委員

先ほど私の述べた介助者の問題のように、たとえば、身近に同居しているきょうだいがいる場合については、すみませんがこの項目をきょうだいの方に書いてもらうようにしていただけないでしょうか、といった調査はできないでしょうか。

●事務局

ただいま、委員が言われたのは、たとえばきょうだいの困りごと、悩みごとについて、フリーに書ける様式のようなものをイメージされているのでしょうか。

●委員

フリーでもよいし、困りごとはどんなものですかと例を挙げてそこから選択して、「その他」にフリーで書いてもらうなどでもよいです。

●委員

項目であまりフリーが増えると、集計するほうが困るかもしれませんし、集計方法によって結果に偏りが出ます。ある程度は選択肢にチェックしてさらにフリーの記述も、という形のほうがよいでしょう。

ニーズ調査では、たとえば、利用するサービスがないのであきらめている、といった

実態がなかなか出てこない可能性があるので、それはチェックでたずねるのが良いです。子育てなどの調査でよくありますが、保育所の利用意向を自由に書いてもらうと、待機児童がほとんどありませんという結果が出て、それはそもそも保育所が無いのであえて書かないのだという意見もあります。自由に書いてもらうことを求めると結構書かないケースが多いかもしれません。

●事務局

これから色々なアンケートの項目について、事務局も調査に入りまして、今の委員の皆様のお意見を反映した形で、一度作ってみようと思います。お時間の短いなかではございますが、文章で一度御意見を賜るなど、色々な形でまた相談させてもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。

●委員

アンケート、ヒアリング調査が一番大事なので、そこを^{ないがし}蔑ろにされると困りますので、それはぜひ目を通させていただいてから実施するような仕組みをつくらないと、話が根底から覆ってしまいます。

●事務局

委員の皆様のおっしゃられる内容と、事務局が受け取って作った内容とでは、どうしても委員のお意見を賜る部分が多くあると思いますので、そういった部分はまた修正してまいりたいと思っております。

●会長

また、手紙や郵送、メールなどで工夫していただいて、やり取りをできるようによろしくお願いします。

●委員

65歳になった場合、障がい者福祉から介護保険に移行することになります。私も65歳近くになっています。介護保険に移行した場合、自己負担という問題が出てきます。状況により障がい者福祉サービスを継続利用する、という国の方針、厚生労働省からの通達があったと思います。その点を障がい者福祉の計画の中に入れていただきたいと思っています。

●会長

ただいまの65歳問題についての御意見は、障がい福祉のサービスを、計画のなかで

入れるべきものは入れてほしい、という御意見かと思えます。次期計画に対しての御意見ということでよいでしょうか。アンケートの調査方法や、調査項目を入れてほしいということでしょうか。

●委員

アンケートではそれぞれ聞けたらよいと思いますが、基本計画の中に入れていただくのは難しいでしょうか。

●会長

今の介護保険制度は、65歳以上になって移行するという制度なのですが、今、全国では裁判になっていて、障がい当事者の方が介護保険の年齢になったときも障がいのサービスは利用できる、という裁判結果が、昨年くらいに出たかと思えます。

そういったことは、また国の動向を含めながら、計画の具体的な検討のなかでまた意見を頂戴できると思えます。ぜひまた提案していただけたらと思えます。とくに事務局から今の御意見について何かありますか。

●事務局

65歳以上の障がいをお持ちの方が、居宅介護等のサービスを使われている場合には、介護保険の制度を利用いただくという制度内容に現行ではなっています。ただし、何が何でも介護保険制度に移行するという訳ではなく、障がい特性など、色々な状況を判断した上で、介護保険制度に移行していただくのが適切なかどうか、という判断をしているつもりです。あと、介護に移行していただいた場合についても、やはり、今御意見の出ました、一割負担の問題が出てきます。これについても、今まで障がい福祉サービスであれば上限設定を設けられていたものが、介護保険制度への移行により費用負担が発生することで、日常生活に支障をきたす人もいらっしゃいます。国の制度が変わり、障がいのサービスを一定期間御利用いただいていた方という条件はありますが、介護保険制度に移行された方は、取り敢えず一割の自己負担をいただき、介護保険の償還制度が適用されない部分については、障がい福祉のほうで償還払いをさせていただいております。このような制度もできているので、この問題については、若干の問題解決はしているかと思えます。行政側としては、65歳になられた方に、介護保険への移行を御案内しても、スムーズに移行していただける事例は多くなく、これについては現実の問題として受け止めています。

●委員

誰もが例外なく介護保険に移行しなければならないといったような認識にならないように、行政の方でその点を示していただきたいと思っています。

●会長

事務局から、国の制度の関係等から色々と見直しを行った部分もあり、亀岡市としてもできるかぎり本人の意向を尊重しながら対応している、という説明がありました。ただし、次の計画に反映するといったことになると、65歳になる人は市からの通知が来てやっとそのことが分かるのですが、まだ65歳になっていない方は、将来の不安だけ抱えている状態のため、思うようなアンケートの回答が出てくるのかは分かりません。計画に反映し、より安心できる亀岡市にしていくのでしたら、そのところもきちんと周知できるような制度のつくり方や、アンケートの聞き方が必要なのではないかと思います。よろしくお願いします。

それでは、一旦議題1はこれくらいで締めさせていただいてよろしいでしょうか。特にこれだけは、という御意見はございませんでしょうか。

(各委員、承認)

(2)「第3期亀岡市障害者基本計画 中間期報告」について

●会長

続きまして、議事(2)の「第3期亀岡市障害者基本計画 中間期報告」について、事務局から報告いただきます。

まず最初に、「第3期亀岡市障害者基本計画 中間期報告」について、事務局から説明願います。

●事務局説明

●会長

ただいま事務局から報告いただきました。事前に皆様でどれだけ資料を読んでいたかという部分もあると思いますが、いかがでしょうか。皆様のほうから何かございますか。

とくにございませんか。それでは今事務局のほうからもありましたように、あとで文章のやり取りとか、そういったことでも対応していただけるということですので。

●委員

ひとつは、基本方針2の10ページ、「補装具、日常生活用具等の給付」についてです。「補装具の購入又は修理に要する費用助成」を見直す、または、廃止する、と書いてあります。亀岡市独自の制度だと思いますが、補聴器や補装具など自己負担の重いもの

を亀岡市に補助していただいていた。すごく助かっていました。生活を切り詰めていかねばならないというときに、住民税課税世帯については廃止する、といったことが書いてあるのを読んで驚いています。この会議の場では、そういった内容についての質問はできないのでしょうか。

●会長

今の報告について、事務局はこの制度の現状を、あらためて報告をお願いします。

●事務局

今、委員より御質問のあった件についてです。

この件については市で既に決定しておりますので、これを今後どうしていくかといったお答えは、今この場ではできません。

経過から申し上げますと、委員のおっしゃるとおり、平成 22 年 4 月から、障害者自立支援法の改正により、住民税非課税世帯については、補装具購入の場合の自己負担額が無くなり、行政が負担する形の制度に変わっております。お話にありましたとおり、亀岡市では課税世帯においても、自己負担分を行政側で負担していました。しかし、税負担されておられる資力に余力のある方につきまして、行政がそこまで負担するのめどうかという議論もありまして、平成 30 年度に、行政内部で検討いたしまして、結果的に、課税世帯の方につきましては自己負担分を御負担いただくという結論になった次第です。当時、府下の市町村を色々調査しましたが、大半の市町村がこの制度を実施していないという実態もあり、右に倣えという訳ではありませんが、廃止という結論に至っております。

●会長

「補装具の購入又は修理に要する費用助成」という制度そのものをやめたわけではなく、継続という判断にはなっていますが、範囲が非課税世帯に縮小になった、ということが今の制度ですね。廃止ではなく継続ですが、対象が見直しされたということです。

●委員

これを当事者の方が知らないのにやられたといいますが、これを変更する際に当事者の意見を聞いたのでしょうかね。非常に大事なことですよね。当事者の意見を聞く、ということが、この基本計画の根底にあるはずなのです。委員は、役所の中だけで決まったのか、ということを知っているのだと思います。それについての返事が無いのはいかなもののでしょうか。

●事務局

当事者の方の意見につきましては、気をつけております。

●委員

だから、基本計画ではそういったことはしない、ということを謳っているのに、何故こういうことが起こるのかということです。そもそも、当事者の方が御存じないというのはどういうことなのか、と逆に思います。

似たようなことは私の医療分野の業務でも発生はしています。当事者の意見を聞かずに、お金がないから切る、ということはよく出ています。今後はきちんと意見を聞いて、年度途中で助成を切るといったことは無いようにしていただきたいです。

●委員

これは条例ではなく、市の処分ですか。

●事務局

条例ではなく要綱です。

●委員

要綱なので要するに、議会にかけずに変更できるということですか。

●事務局

議会にかける必要は無いということです。

●委員

実際に何人くらいの対象者がいるといったことは分かりますか。

補聴器などは公的給付となる機器の対象も狭いし、かつ高額になっているというところがあります。だから、住民税を収められるかどうかではなく、買う費用自体が高くなっているという実態があります。それを踏まえて言うと、今さらこんなことをやるのはまったく現状と逆行しているのではないかと私は考えるのですが。

●事務局

御質問のあった、対象者数は、人数で言うと重複もあるかと思いますが、件数で言うと、平成27年が216件、平成28年が256件、平成29年が242件、です。平成30年の資料は手元に持っておりませんが、年間200件強というところでは先ほど申し上げましたとおり、あくまでも件数でございます、重複しておられる方が多いので、実質人数は5、6割というのが感覚的なイメージです。

●委員

聴覚障がいの方のほとんどではないですか。

●会長

今、事務局から全部を回答することは難しいとは思いますが、市が色々な事業に取り組むなかで、やはり、当事者・関係者の意見を、聞いていただいているとは思いますが、聞いていただくということを、より一層心がけていただきたいと思えます。

たとえば、同じ補聴器の事業でも、手帳を持たない難聴児の事業は新設されているのですよね。財源上の課題はあると思えますが、さらにみなさんの意見を聞きながら、この場もそういった意見を聞く場のひとつには間違いないので、できることはしていただきながら、今後より努めていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

今ここで、この課題をどうするといった結論を出すことはできないでしょう。

●委員

今の話を聞くと、他の項目でも、廃止にされているものや、廃止あるいは赤字で書いてあって当事者にとって後退しているもの、負担が増えているとか利用日数が減っているとといったものがどれだけあるのか、ということが気になります。

これがきちんと事前に当事者に説明されたのかということです。そうしないと実績評価にならないのではないのでしょうか。そういうものは他にあるのですか。

●会長

資料では課題として廃止となっているものがありますね。

●委員

「補装具の購入又は修理に要する費用助成」の対象者は、今の説明では 200 人くらいとありましたが、市内の聴覚障がいの方は 400 人くらいですから、200 人くらいが対象件数ですね。もちろん、この事業の対象は聴覚障がいの方だけではなく。

●事務局

もちろん障がいをお持ちの方全てを対象とした補装具です。

●委員

聴覚障がいについて言うと、今は補聴器が高額になって、一定の性能の良いものが出始めており、その意味で言うと購入費用が高くなっています。その負担があって、その上に助成がなくなると、負担が二重になってくるでしょう。聴覚障がいの補聴器で言う

と、そういったことが想定されるのですが、その点を議論されたのかどうかということです。

●委員

あわせて言わせていただきたいと思います。聞こえない子どもが生まれた場合、人工内耳が増えています。人工内耳の場合は、医療的な保険で、負担は軽いですが、補聴器が合うと医師に言われた場合、障がい重い人ほど負担が増えるということになります。30万円から40万円くらいかかります。しかも難聴者の場合、手帳を持っていない方がおられます。そのために自己負担がたいへんな額になっている方が非常に多いです。

日本に比べてヨーロッパでは、障がいの程度が軽くても手帳が取得できるような保障があります。日本はヨーロッパに比べて保障が少ないと感じます。社会参加を積極的にしてみなさんと交流するためにも、そういった補助をしてほしいと考えています。

●会長

委員の御意見もあり、他の委員からも御指摘が出ていましたが、たとえば聴覚障がいでも補聴器を必要とする方も、実態で言いますと、亀岡市では実際の補聴器の本体は助成していただいています。そこで出てくる自己負担をさらにこれまでは亀岡市が補助していました。自己負担の補助の範囲が少し狭くなったことに対する意見からの議論でした。今回の補聴器自身が、実際には、亀岡市が補助対象とする基準額ではないのですね。実際には、より良い機能の補聴器をみなさんがほしくなるので、基準額プラス「行政に見えない自己負担」とでも言うべき金額を払って買っておられます。そこをさらに自己負担の分まで助成制度がなくなると、より負担感が大きいのですよ、というのが今の委員の御意見かと思えます。

そういう意見がこの協議会でも出ていた、ということも、今後、事務局は市の中で了解していただきたいと思えます。そういった、制度と実態の違いといったことは、当事者の声でないとわからないので、アンケートでも実態が見えるような調査の仕方を考えていただけたらと思えます。

●委員

金銭的な負担額が相当大きいのではないかとと思うので、そこはもしかしたら調べる必要があるのではないのでしょうか。

府下の色々な市町村の意見を考慮したと説明がありましたが、亀岡だけは頑張っているぞ、という点も無いと駄目ですよ。他の市町村がやめたからうちもやめます、ではなく、亀岡だけは頑張ります、というようにしてくだらないと、こういう補助はずっと狭められるだけになってしまいます。そこで一回抵抗しないと駄目ですよ。

●委員

こういった行政の施策に関しては、いつも市民の皆様方のニーズに合わせて、できるだけ効率的に、重要なところに重点的にということを中心に、予算編成を行っているところです。そういう場合でも、委員の皆様がおっしゃっているように、基本的には、それを利用する市民の皆様方、今回のようなケースは聴覚障がい者の皆様方に、了解をいただいたうえで推進していくということは基本になっています。そのこのところを徹底していくようにしたいと思います。

それから、先ほどからお話が出ていますように、制度につきまして、やはり、国や府や市の役割分担と全体的なバランスの中で施策が動いているので、市が、国や府のすべてを補完していくというのは、それが正しいのかどうかということも基本的に議論をしていかないといけないと思います。たとえば、国、あるいは府が、一定の理由のもとに補助を狭めたものについて、それを市が必ず補完していかなければいけないというルールも、少し不合理かと思います。

そのこのところは、先ほども言いましたように、あくまでも利用者の皆様方の御意見を聞きながら、しっかりと議論していけるような形で進めていきたいと思っております。

●会長

市町村での事業に対する国などの補助も、なかなか予算が厳しいという実態も聞かされています。そのなかで亀岡市としては精一杯の努力をさせていただいていると思いますが、市としての優先順位とか、市としてはこのように考えたということ、当事者に事前に説明して、理解を得るような工夫をしていただきたいと思います。

また、市町村事業が縮小されていくと、委員がおっしゃっていた全国統一の計画ではないですが、どこの計画も一緒になってしまいます。亀岡市がやりたいということを引きちんとできるように、計画も作っていかなければいけないと思います。各委員も市に対して色々な御意見を現場の声として届け続けていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

まだまだ意見は個別に挙げていくと出ると思いますが、次の計画に反映していくことも含めまして、これについては継続的に議論していくということで御理解をよろしくお願いします。

(各委員、承認)

(3)「第5期亀岡市障害福祉計画進捗状況報告」について

●会長

続きまして、議事(3)の「第5期亀岡市障害福祉計画進捗状況報告」について、事務局から説明願います。

●事務局説明

●会長

今の説明、報告事項について、御意見・御質問等がございますか。

●委員

当計画を作ったときの議論との関係でいくと、学校を卒業する生徒が増える時期で、何とか卒業先の受け皿を確保できるのではないかと、といったことを言っていました。学校を卒業してもどこにも行き場のなかった人は出ていないのでしょうか。これが一つです。

もう一つは、以前に議論したときに、事業を拡大しても事業を継続実施していく上で必要となる人材が集まらないというのがあって、サービス利用者が本当にサービスを必要としている時に、事業所職員の不足による、基本的なサービス提供ができない、といったことが課題になりました。この点は大丈夫だったのかということ伺います。

●事務局

支援学校卒業生の進路については、実績数で言うと、昨年 16 人の卒業生がいました。すべてが福祉サービスを御利用ということではなく、一般就労に 4 人、あとは A 型、B 型の就労移行支援を使うという形で、何とか収まりはしています。行き場が無いというような状況にはなっていません。一般就労された 4 人の方については、3 人の方が京都市内の事業所でした。1 人は亀岡市内の事業所に就職されているので、これは亀岡に就職口がなかったと言うよりも、3 人の生徒が京都市内の事業所を望まれた結果である、と認識しています。

サービスの提供の量の話については、やはり現場の人材不足は日常的に起こり得ることで、苦しい状況ではあります。ある施設では定員の割り振りをするとといった形で、サービスの受け入れをさせていただいているといったことも聞いております。何とか工面はできているかと思っておりますが、この問題についてはアンケートで色々なものが浮き彫りになってくるのではないかと考えております。

●会長

就労状況については、支援学校卒業生の受け皿は確保できているということですね。人材不足は、事業所の課題として、これまでから出ている問題ですが、アンケート調査や次の計画の中で方策が見えてくれば良いと思います。また考えさせていただきたいと

思います。

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではいったんここで報告について承認を出していただくということになります。いただいた報告について御承認よろしいでしょうか。

(各委員、承認)

(4) その他

●会長

続きまして、(4) その他についてですが、これまでの議事、報告事項以外に事務局から審議事項、補足説明、報告等がありますか。

●事務局説明

●会長

その他として2点、就労支援共同センター関係と、「障害」の表記の変更について御報告いただきました。今の説明、報告事項について、御意見・御質問等がございますか。

●委員

「障害」の表記の関係です。誰からそのような意見があったのか、ひらがなに変えたきっかけをお聞きしたいです。障がい者の啓発事業の実行委員会のなかで、障害福祉課から職員が来られて説明があり、市長に投書があったのがきっかけとお聞きしました。それでひらがなに変えたという提案を聞き驚きました。

個々の意見を聞くことは大切だとは思いますが、障害者差別解消法の理念から考えると、色々な人との対話、声を聴くということがさらに大切なのではないのでしょうか。この協議会の場で提案をして、委員の皆様との協議で決めるというのが然るべき決定の形かと思います。当事者の声も聞いてほしいし、この問題については賛否両論あると思います。漢字のままでもいいとかひらがながいいとか、人によっても様々な考え、意見があると思います。手続の仕方に問題はなかったのでしょうか。できればもう一回白紙に戻すことも検討いただきたいです。

●会長

「障害」の表記のあり方については、市のホームページを確認すると、7月15日の更新でスタートしています。けれども、経過の中で、当事者の意見を聞いてほしかった、この施策推進協議会でも一回検討すべきだったのではないかと、という今の御意見だと思います。他の委員の皆様も何か御意見ございますでしょうか。

●委員

印刷物を作成する場合にひらがな表記を使用するというのは、例えば、「問い合わせ先は障害福祉課」といった場合には漢字で書いて、印刷物のその他の「障害」の「害」の文字は全部ひらがなにする、ということですか。また、何故印刷物だけということになっているのか、意味がよく分かりません。

●事務局

一つは、組織名については今のところ議会等においても、「害」の文字を使っていますので、引き続き、漢字の「害」を使っています。現在、府下の14市中、半数の市町村が「害」のひらがな表記を用いておりますが、漢字の「害」とひらがな表記の両方を使っているような状況です。法令、組織、団体名等、公共表示として漢字の「害」が用いられている場合には、漢字表記を使っている状況です。委員の御意見にもありましたように、何故こっちでは使っているのにこっちでは使わないのか、といった疑問点は確かにあると思いますが、今のところ、状況に応じ両方併記する形で進めています。

表記の問題については様々な御意見があるかと思いますが、障害福祉課が発信する広報等につきまして、「障害」の「害」のひらがな表記をした方がよい、という具体的な御提案があったことは事実です。それについて亀岡市の中でも色々と議論がありましたが、やはり人権尊重というなかで、14市の中でもひらがなを使っている市町村も多いので、今後市全体の動きとして、「害」のひらがな表記を用いる方向で進めていきたい思っております。

色々な御意見は確かに出ております。賛成の御意見を頂戴することもあれば、「障害」の「障」もひらがなにしてはどうか、といった御意見を頂戴することもございます。

●委員

色々な意見があるということを、事前に当事者の団体や、あるいは協議の場を設けて聞いているかどうか、ということが問題なのですが。

●事務局

今回の取り組みについては、市民の皆様に今後障害の「害」をひらがな表記にして下さいというお願いではございません。決して強制するものではなく、「障害」の「害」のひらがな表記につきまして、市役所の広報物に限り、取り組みを進めているところでございます。

●委員

強制するかどうかではなくて、強制してもいいのですけれど、要は、主たる当事者団

体との協議をしたのかどうか、ということなのです。

●事務局

先日開催されました障害者福祉大会の啓発実行委員会の中で周知を図りました。団体の中では、賛成もあれば、一個人の意見として反対される方もいらっしゃいました。

●委員

周知を図る前に協議をしたかどうか、ということを知っているのですが。

●事務局

以前から、この施策推進協議会内でも、「害」の表記については色々な御意見があったかと思います。その時も、結論は出ていなかったということは理解しております。

●委員

結論が出ていませんが、この問題について市としてはまずここから手をつけます、といった形で踏み出すことはよいのです。ただし、市としてこのような形で進めていきたいと考えていますが皆様どうですか、ということ事前に尋ねたかが問題です。投書の提案に応じることは重要だと思いますが、決定に至るプロセスを経ないというのはミスですよ。

●事務局

事前に、会長には話をしました。ただし、色々な意見があるという話は聞いております。

●委員

色々な意見があってもこれでとりあえずいきます、ということの了解を得たのかどうかですよ。「障害」をどういう呼称にするのかは色々な議論があるけれども、役所としては弊害を無くすために取り組みを進めていかなければ駄目だ、ということももちろんあるだろうとは思っていますので。

●事務局

関係団体にも声かけはしています。

●委員

声かけをしていないということに対して今意見が出ている訳でしょう。

●会長

過去、この施策推進協議会で、表記をどうするかという検討をしたことがありました。そのときに、市のほうから表記について意見交換してほしいということをおっしゃって、表記をどうするのかということをお話ししたことがありました。平成 23 年です。その時も、平成 23 年の時点で、何らかの形で表記の仕方を変えるべきだという考え方は社会全体の中にもありました。今回、平成 28 年の 4 月に障害者差別解消法が施行されたことを受け、市が障害の「害」の表記を変えたということですが、平成 28 年からは少し時間が経っています。平成 23 年、施策推進協議会でこの問題を審議した際の結論が、今すぐには難しいのでもう少し様子を見るべきだ、ということでした。これが、施策推進協議会の意見を聞いていただいた、市の考え方だったかと思えます。

ただし、今回、施策推進協議会に事前に議題に挙げてからの報告ということであれば、こういう議論にはならなかったでしょう。やることは良いことだと思いますが、取り組み方というと、当事者をはじめとする様々な市民の方々の意見を今後排除していくとしたら問題です。国連で障害者権利条約が採択されたときにも、テーマに、私たちが抜きに私たちのことを決めないで、というのがありましたよね。そこをやっぱり大事にすべきだったのではないかと思います。

今、委員が、この件について白紙にしてほしいくらいだ、という御意見でしたが、一旦市の方で決まると、白紙にするということはなかなかできないです。これをきっかけに、もう一度市民のなかで、どういう表記がよいのか、といった議論を盛り上げていくような方向に持っていくことはできないかと思います。逆に言えば、次の計画をつくるのに、「障がい」という表記についても、アンケートで聞いてみるとか、そういったことも含めて、今回の件をきっかけに、市民の中で議論を広げるような方向で展開できないでしょうか。そういう検討を今後していただけたらと、個人的には思っています。しかし本来の在り方として、しっかりと当事者の意見を聞いてから決定してほしいかとは思っています。

●事務局

今、会長がおっしゃったように、施策推進協議会で以前に議論があったということは承知しております。過去、国でもそういう動きがありましたが、実際にどうしていくのかということにおいては、正直なところ、国の方でも議論が進んでおりません。そうした中でこの件を意見集約していくというのは時期尚早といったことは承知しています。

しかし、これが例えば市政全般に及ぶことであるとか、団体名称であるとか、全体的に変えていくということであれば、こういった協議会の中で協議をして決めていく、ということになるかと思いますが、まずは印刷物に限り表記の変更に取り組んでいくという、初期段階の取り組みに留めているのが現状です。

確かに、当事者団体の方に声かけするタイミングが遅かった、ということはあると思います。それは今後話をしていかなければならない、とは思っております。本日の会議があることも承知しておりましたので、本市の障がい者施策について様々な意見をいただく中で、この件についても、もう一度御意見をいただけたらと、思っております。

●委員

言っては悪いですが、タイミングの問題で考えてはまずいですよ。まず説明をしてからにしないとまずいです。だから、今回の件はミスだと言っているのです。私たちに聞くのはいつ頃とか、時期が過ぎてからでもいいとか、そういったタイミングの話ではなく、まず私たちのことを聞いてからやってください。タイミング云々ではなく、結論を先に出したということがまずかったということです。

だから、今何故これを行政からやるか、という説明が事前であれば、そんなに反対は出ないはずですよ。その過程を経ずに実行したから、行政は何をやっているのだ、という意見が出てくるのだと思います。

だからそこは少し反省し、やり方を考えてもらって、タイミングの問題は抜きにして、まずは必須事項を抜かして実行してしまったということを反省してください。

●委員

委員の御意見もわかります。今回、事務局が説明してきたように、投書という形でこの件について提案いただいたことがきっかけだったことは事実です。その後、この件をどうしようかという議論をする過程から、やはりもう少し丁寧にやるべきだったということです。

●委員

もう少し丁寧に、ではなく、一番最初にやるべきことをしていない、ということなのです。

●委員

関係者の団体、あるいは当事者の皆様方の意見を聞いたうえで、この件について報告が上がってきたものと考えていましたが、一方で、この件については色々な意見があり、今これが全ての障がい者の皆様、あるいは関係者の皆様方に受け入れられている状態ではないということもお聞きしておりました。この件に関して今後の亀岡市のスタンスをどうしていくかについて、この協議会を決定機関としていくという位置付けもできただろうとは思いますが。しかし、先程会長からも言っていたように、これから議論いただく一つのきっかけと言いますか、一石を投じるという意味で、まずこういうアクションを起こしてみよう、といった思いから、今回の取り組みをやらせていただいたとい

うことです。

●委員

そのことを事前に託せばいいのですよ。それを図らないでやるから、無理解だとなってしまうのですよ。

●委員

確かに、この件については亀岡市においても説明の不足があったかと思います。また、先程の議論にもありましたが、補装具費の自己負担分に対する助成制度の見直しについても同様の事例がありました。障がい当事者への事前説明が不十分であり、制度が実施されてから説明するといったことになっている、という現状を各委員の皆様にご承知いただいたところとは思いますが。

私自身も、障がい者団体代表としてこの委員の役を引き受けている立場上、当然、行政と意見を交わすべき責務があると考えています。話し合いが不十分であった点については、私の不徳の致すところでもあると考えておりますが、やはり今後は、こういうことに対しては、もう少し慎重に進めてほしい、という希望を持っております。

委員がおっしゃることももっともですし、京都府内の市町村の半数が実施していることも把握しております。しかし、他の市町村が実施しているから良い、というのではなく、地域特性への配慮や、地域福祉の充実のために、色々なことが検討され、色々な対話がされることが大事かと思っております。今後、私もより一層行政と意見を交えながら、この問題についても自分たちのこととして取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

●会長

ありがとうございます。施策推進協議会としても、平成 23 年に一度議論をしてその時点では結論を出せないと回答しておきながら、今まで放ってきたということを、反省しなければならないと考えています。しかし、仮に行政が良いことをしたとしても、やり方を間違えるといけないことは確かです。今も亀岡市は色々な良い施策をやっておられるとは思いますが、その昔、障がい当事者が声を上げることが難しく、自分達の知らないところで社会の仕組みが作られていくという様な時代もありました。そういうことを当事者は差別として、人権という視点から最も恐れているのです。自分たちが関わりを持ってない中で、たとえ自分も良いことだと思っていなくても、自分抜きで決められるということに、やはり差別の怖さを感じているのです。そういったことを念頭に置き、市としても人権の観点からもう一度見直しての御検討をお願いしたいと思っております。

●委員

それと、今の話の中で、今回の一件が投書内の提案で決まったという表現をされていましたが、これは極めて危険です。当事者が手紙を出したら何でも通るのであれば、私のところも出させてもらいますよ。投書で決まったというのは、きっかけは良いとしても、決め方はもう少しオープンにしてもらわないといけません。

先程からのお話でもありましたが、障がい当事者を外したということと、もう一つ、物事の決め方が非常にクローズドでやられているのがいけません。この考え方がもう長く続いています。だから、この会議も明らかに形だけになっています。こんな決め方をしているのであれば、もう次の基本計画を拒否しますよ。

●委員

せっかく良いことをしたのにね。

●委員

そうですね。取り組み自体悪いことではないのですよ。決め方があまりにもおかしいのです。だから、投書があったから変わったのです、という話が出るのでしょうか。自分たちのことしか考えていないと感じます。

●委員

やはり色々な意見で協議して、そのうえで、話を進めていき、検討するというのを、もう少し丁寧に慎重にやってほしいと思います。

資料の文章を見ても危機感を覚えて怖くなりました。「障害」の「害」が差別を助長しているような書き方に思ってしまいます。「障害」の表記のせいだとは自分としては思っていない。むしろ、社会の障壁を取り払い、周りを変えていくということの方が大事だと思います。そのなかで表記も変えていくということであれば、話は分かりますが、ただ名前だけで線を引いてしまうというのであれば、中身が伴いません。心のバリアフリーは表記だけでは解決できないので、そういうところもきちんと踏まえたうえで考えていただきたいと思います。

●会長

ありがとうございます。様々な厳しい御意見をいただきました。施策推進協議会の各委員の意見としては、もう一度何らかの対策を考えないと、せっかく良いことをしても市に余計に悪いイメージがついてしまうということを市は報告しておいていただきたいと思います。

市が何のためにこれをしたのかということ、もう少し追加で補足説明して、市民に

は出していただきたいです。決して何かを強制するものではないという御説明をいただきましたが、知らない人から見れば、そういうイメージに取られかねない事が怖いのです。これをきっかけに「障害」の表記についても市民の意見をいただきたい、とか何か一言付け加えてください。市としては結果でなく通過点としてこういうことを始めますというレベルのものだと思いますのでね。まだ、何かを決定しているわけではないと思いますので、何か一工夫いただかないと、イメージダウンになってしまうかと思います。

表記だけに限らず、すべての障がいに関わる取り組みについて、施策推進協議会としても、人権ということを尊重するためには、当事者の声や市民の声を抜きにするということは、やはり人権から遠ざかる行為だと思います。そういった配慮をよろしくお願ひしたいと思います。

他に御意見がありますか。では、時間がお昼をだいぶ超過して申し訳なかつたですが、本日は皆様の活発な御意見をいただき、御協力いただけたかと思ひます。私からは以上です。

●事務局

中村会長につきましては、長時間に渡りまして議事進行大変ありがとうございました。また、委員の皆様には慎重な御審議ありがとうございました。

5. 閉会

●事務局

それでは、閉会にあたりまして、峰島会長職務代理者より閉会の挨拶をいただきたいと思ひます。

●職務代理者

色々な議論をできて時間を少しオーバーしてしまいましたが、この議論は、次の調査、あるいはアンケートの設計、次の計画をつくるときにぜひ生かしたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日はありがとうございました。

●事務局

委員の皆様、本日はありがとうございました。